

「池田泉州T T証券の証券総合取引約款・規定集」の一部改定のお知らせ

1. 【2019年6月1日適用】の改定内容について

改正民法および改正消費者契約法への対応

改正民法（2020年4月1日施行）および改正消費者契約法（2019年6月15日施行）の内容を踏まえ、約款の変更などについて改定します。

2. 【2019年7月16日適用】の改定内容について

決済期間の短縮化への対応

決済期間の短縮化（2019年7月16日施行）、により、外国証券の売買に関する受渡期日を約定日から起算して4営業日目から3営業日目に改定します。

改定箇所は、以降の新旧対照表をご確認ください。

1. 新旧対照表【2019年6月1日適用】改正民法および改正消費者契約法への対応

池田泉州T T証券の証券総合取引約款

新	旧
<p>第15条（保護預り証券）</p> <p>1. 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる有価証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの有価証券でも<u>市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</u></p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p>	<p>第15条（保護預り証券）</p> <p>1. 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる有価証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの有価証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2. ～3.（省略）</p>
<p>第75条（解約）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は解約されます。</p> <p>(1)（現行どおり） 削除</p> <p>(2)～(10)（現行どおり）</p>	<p>第75条（解約）</p> <p>1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は解約されます。</p> <p>(1)（省略） (2) <u>お客様がこの約款の変更に同意されない場合</u> (3)～(11)（省略）</p>
<p>第78条（この約款の変更）</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>第78条（この約款の変更）</p> <p>1. この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2. <u>改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その改定事項をご通知します。</u></p> <p>3. <u>改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはその内容の変更が軽微である場合は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または当社ホームページ等への掲載等に代えることができるものとします。</u></p> <p>4. <u>第2項の通知または第3項の公告もしくは掲載等がされた場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、お客様が約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>

以下約款における、池田泉州TT証券の証券総合取引約款の「第75条（解約）」および「第78条（この約款の変更）」に該当する条文について、同様に改定いたします。

約款名	「解約」 に該当する条文	「この約款の変更」 に該当する条文
株式等振替決済口座管理約款	第36条 1 項(5)	第41条
振替決済口座管理約款	第16条 1 項(3)	第21条
一般債振替決済口座管理約款	第16条 1 項(5)	第23条
投資信託受益権振替決済口座管理約款	第16条 1 項(5)	第22条
特定口座に係る上場株式等保管委託約款	(該当条文なし)	第18条
特定口座に係る上場株式等信用取引約款	(該当条文なし)	第13条
特定管理口座保管委託約款	(該当条文なし)	第 9 条
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	(該当条文なし)	第 8 条
外国証券取引口座約款	第29条 1 項(3)	第32条
日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款	(該当条文なし)	第10条 3 項

2. 【2019年7月16日適用】 決済期間の短縮化への対応

外国証券取引口座約款

新	旧
<p>第14条（受渡日等） 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。</p> <p>附則（2019年7月16日変更） この約款は、2019年7月16日よりお客様とのお取引に適用します。</p>	<p>第14条（受渡日等） 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。</p> <p>附則（平成28年10月1日変更） この約款は、平成28年10月1日より申込者とのお取引に適用します。</p>

以 上



池田泉州TT証券